

『歴代寶案』校訂本第十五冊 解説

西里喜行

目次

- 一 第三集・別集の成立事情
- 二 編集・校訂上の諸問題とその処理方法
- 三 一九世紀四〇～六〇年代の中琉関係の諸問題

——校訂本第十五冊の内容——

- A 異国船の琉球来航と仏英宣教師の琉球逗留をめぐる諸問題
- B 琉球使節の進京をめぐる問題
- C 尚泰の冊封をめぐる問題

一 第三集・別集の成立事情

四百四十年余にわたる琉球王国の外交文書集とも言うべき『歴代寶案』は、周知のように、第一集・第二集・第三集及び別集によって構成されている。第一集・第二集の成立事情は、第一集の編集担当者の序文や第二集の目録冒頭の記事によって概略を伺うことができるだけでなく、先学の詳細な解説によって一般にも広く知られている（小葉田淳「歴代寶案について」『史林』四六巻

四号 一九六三年、和田久徳『歴代寶案』第一集解説『歴代寶案』校訂本第二冊 沖縄県教育委員会 一九九二年、神田信夫「校訂本第三・四冊解説」『歴代寶案』校訂本第四冊 沖縄県教育委員会 一九九三年等参照）。しかし、第三集及び別集の成立事情については必ずしも明かではなく、まだ「謎」のヴェールに包まれている、今後の解明を待たなければならぬ部分が少ないように思われる。そもそも「別集」という名称自体、書誌的には必ずしも一定しているわけではないことを、予めお断りした上で、以下、慣例に従って、とりあえず別集と称することにする。

第三集及び別集が『歴代寶案』全体の中で占める位置は、分量の上から言えば、十五分の一程度に過ぎない。一九七二年に台湾大学から出版された『歴代寶案』影印本（以下、台湾大学本という）は第一集・第二集・第三集及び別集の総てを全十五冊に編成しているが、第三集及び別集は最後の第十五冊に収録されている。つまり、第三集及び別集の分量は台湾大学本全十五冊の内の一分冊ということになる。もう少し正確に、台湾大学本による各集の収録文書の年代（期間）・文書数等を比較対照すれば、次の通りである。

第一集 永樂二十二（一四二四）年～康熙三十六（一六九七）年、二七四年間、一〇三〇余文書

第二集 康熙三十六（一六九七）年～咸豐八（一八五八）年、一六二年間、三〇八〇余文書

第三集 咸豊九（一八五九）年〜同治六（一八六七）年、
九年間、一六二文書

別集 嘸嘆情狀 道光二十四（一八四四）〜道光二十七（一
八四七）年、四年間、一三文書

咨集文組方 乾隆三十八（一七七三）〜乾隆四十九（一七八四）
年、十二年間、五文書

その他

文書数から言えば、第三集、別集、咨集文組方、その他を合わ
せても約数%を占めるに過ぎず、収録文書の作成年代も短期間に
限られている。『歴代寶案』の構成において第三集及び別集は甚
だしくバランスを欠いていると言わざるを得ないわけであるが、
なぜこのようなアンバランスが生じたのかという問題は、第三集
及び別集の成立事情と深く関わっているように思われる。

本校訂本第十五冊も、台湾大学本第十五冊の体裁・内容に依拠
して、第三集及び別集を収録しているけれども、編集・校訂の過
程で若干の重要な問題が生じた結果、収録文書群の排列順序や収
録文書群の種類（冊数）等には、若干異同が生ずることとなっ
た。周知のように、『歴代寶案』第二集には二種類の目録（乾坤
目録と上下目録）があって、第二集の編集が雍正四年から始まり
咸豊八年に二〇〇巻に達した時点以降に完了したことは明かであ
るが、第三集及び別集の場合は、編集がいつ始まり、いつ終わっ

たのかを明示する記録は存在せず、その全体像を把握するのは頗
る困難な状況にある。

小葉田淳氏は第二集の成立事情について解説を試みた後、「続
いて三集として、咸豊九年以後抄成されたようで、同治六年に及
んでいる。然し現存のものは、咸豊十年以後の巻に、三集の付記
もないし、巻数も付記されていない。勿論目録はない。之は二集
に於ける如く、相当の年度を経てから、三集として巻数も目録も
編附する予定であったと見られる」（小葉田淳「福州柔遠駅につ
いて」『史説 日本と南支那』野田書房 一九四二年）と指摘し
ている。小葉田氏が推測しているように、恐らく第二集に続く外
交文書が相当の分量に達した時点で、第三集の編集に取りかか
り、目録も作成するつもりだったのであろう。それならば、現存
の『歴代寶案』の第三集及び別集は誰がいつどのような方針で編
集し、「第三集」「別集」などの題記、巻数の表記を行ったのであ
らうか。この問題を検討する上で、重要な手がかりとなるのは、
富島壯英氏が紹介された『歴代宝案目録』である（富島壯英『歴
代宝案目録』について『歴代宝案研究』創刊号 沖繩県立図書
館 一九九〇年）。

富島氏の解説するところによれば、「この資料『歴代宝案目
録』は、沖繩県立図書館東恩納文庫および同史料編集室所蔵の
ガリ版（謄写版）の小冊子である。縦二二×横一五・五センチの
一四枚のざら紙を袋綴にし、二七ページの頁付けがある。しかし、

表紙・書名・奥付等を一切欠いているため、出版事項は不明である」と言う。富島氏は更に続けて「おそらく、久米村の天尊廟から移管もない昭和十年前後に具立沖繩図書館によつて作成されたものと思慮される」とコメントしている。

この『歴代宝案目録』は「歴代宝案第一集」「歴代宝案第二集」「歴代宝案第三集」「歴代宝案別巻」と四区分して表記された宝案文書目録から成り、各集に掲示された文書目録の各冊（各巻）について、「表題」「年代」「枚数」が記載されていて、『歴代寶案』の全体像を伺うに足る貴重な情報を提供している。ただ、「歴代宝案第三集」に掲示された目録の各冊の「表題」は、いずれも「歴代宝案」と記載されているだけで、巻数の記載がない。また、「歴代宝案別巻」と表記された文書目録の中には、台湾大学本の「別集」に相当する「別集歴代宝案」の外に、それとは内容の異なる「別集歴代宝案」が含まれている（〔補注1〕参照）。

富島氏が指摘しているように、この『歴代宝案目録』は久米村から沖繩図書館への「移管直後の『歴代寶案』の全巻の書誌的調査として唯一のもので」あるとすれば、この時点で書誌的調査の担当者が「第三集」「別巻（別集）」と題記し、第一集・第二集とともに『歴代寶案』を構成する文書群の一つとして位置づけたと想定することも可能であろう。しかし、それにしても「第三集」には同治六（一八六七）年までの文書を収録し、それ以後の文書が収録されていないのは、どういふわけであろうか。

琉球王国が明治政府の廢琉置県によつて名実共に消滅したのは明治十二（光緒五、一八七九）年のことであるが、中琉関係における公式文書の往来は、「第三集」収録文書の最終年次以後も継続している。例えば、琉球の進貢使節は同治七（一八六八）年、同治九（一八七〇）年、同治十一（一八七二）年、同治十三（一八七四）年と繰り返し派遣され、その都度外交当局の文書往来が継続しているだけでなく、清国皇帝の「宝詔」「勅諭」も琉球へ届いている。また、最後の進貢使節が派遣されてから三年後の光緒三（一八七七）年にも、前年の接貢船未着に関する福建布政使司からの咨文（照会）に応じて、密使の向徳宏（幸地朝常）らを福州へ派遣し、明治政府の干渉によつて接貢船を派遣できなくなった旨の国王尚泰の咨文（密書）を福建当局へ提出している（西里喜行編『琉球救国請願書集成』法政大学沖繩文化研究所 一九九二年参照）。

本来ならば、以上のような中琉間の公式の外交文書も第三集あるいは別集に含まれるべきであるが、どういふわけか、以上の文書は第三集にも別集にも含まれていない。因みに、琉球王国の史書『球陽』と『中山世譜』はいずれも光緒二（一八七六）年までの記事を記載しており、『歴代寶案』の最終文書の年代よりも十年後まで記載し続けたことになる。その落差は何によつて生じたのであろうか。この疑問は「第三集」と「別集」の題記がどの時点で誰によつて書き入れられたのかという問題とも連動してお

り、今後の検討課題として保留せざるを得ない。

「別集」を構成する文書群にも若干の重要な問題が内包されている。小葉田氏は一九四二年の時点では、第一集・第二集・第三集以外にも「咨集歴代宝案文組方と称するもの」一冊と「別集嘸嘆情状と題する」もの一冊があると指摘するだけで（前掲小葉田「福州柔遠駅について」）、「別集」という枠組みに包括される文書群の存在を明示していたわけではないが、一九六三年の時点では、第一集・第二集・第三集の外に「別集」と題記するものがある」として、一冊は「唐人持来貨物録」、一冊は「咨集歴代宝案文組方」、一冊は「嘸嘆情状集」であることを紹介した上で、「以上の別集三冊は、国立台湾大学所蔵抄本により、仮に記したのであるが、元来別集がこの三冊に留ったかという点、これは疑問であり、云々」と指摘して、「別集」の題記は国立台湾大学所蔵抄本に依拠していることを明らかにしている（前掲小葉田「歴代宝案について」）。他方でまた、『歴代寶案』の存在が沖繩の新聞に報道された時点で撮影された「鎌倉氏の青写真本に『嘸嘆唾三国情状』一冊があり、（中略）台湾大学所蔵本の別集『嘸嘆情状』とは異なり、むしろこれに続くものである」として、小葉田氏は「別集」の中に「嘸嘆唾三国情状」も含まれるべきものとの見解を表明している。

確かに、前掲の『歴代宝案目録』に揭示されている「歴代宝案別巻」の中には、「嘸嘆情状」と「嘸嘆唾三国情状」が共に含ま

れていることから、いずれも「別集」を構成する文書群の一つと位置づけてよいであろう。とすれば、「別集」は「歴代宝案」が沖繩図書館へ移管された時点では「歴代宝案別巻」と題記されていたのに、いつの時点で誰によって「別集」と改題されるようになったのかは、一つの問題点として残ることになる。

因みに、台湾大学本では、「別集」という枠組みで包括される文書群としては「嘸嘆情状」と「冠船之時唐人持来候貨物録」が配置されているだけで、「別集」とは別に、「咨集」という枠組みが設定され、その中に「文組方」が置かれている。また、『歴代宝案目録』に揭示されている「歴代宝案別巻」の中には、第二集の目録四冊（乾坤目録・上下目録）が記載されているのに、台湾大学本では上下目録は「第二集」の冒頭に配置され、「別集」には目録四冊共に入っていない。

要するに、台湾大学本の「別集」と『歴代宝案目録』に揭示された「歴代宝案別巻」の名称（題記）だけでなく、内容構成も甚だ異なっているわけであるが、どうしてこのような差異が生じたのかという疑問点も、今後の課題として残さざるを得ない。

「歴代宝案別巻」に揭示された「嘸嘆情状」「嘸嘆唾三国情状」の文書群はアヘン戦争後の異国船・異国人への対応をめぐる中琉間の外交文書であり、年代的にも一連の文書群とみなされることから、本来ならば「第三集」に包括されるべきであるが、敢えて「別巻」に入れたのは、当面の外交課題に対応するために必要不

可欠の文書群として位置づけられていたからで、別途に引き抜かれて一まとめにされたのではないかと推察される。「咨集文組方」は通例の福建省当局からの咨文ではなく、浙江省当局から琉球国王あての琉球漂着船をめぐる咨文であって、中琉関係においてはやや異例に属する外交文書であることから、これもまた琉球当局が類似の問題に直面した際の参考資料として別途に抜き出したものと思われる。「冠船之時唐人持来候貨物録」は冊封使節一行の携帯品リストであって、『歴代寶案』の中ではやはり異例に属し、これもまた琉球当局の当面の外交課題の参考資料として別途に用意されたものと考えられる。

因みに、同治五（一八六六）年には最後の冊封正副使（趙新・于光甲）が来琉して尚泰を琉球国王に冊封する式典に臨んでいる。その翌年の文書が『歴代寶案』の最終文書であることから、も「貨物録」は最後の冊封使に対応するための参考資料として、琉球王国の外交当局が「別集」の中の他の外交文書とともに用意したものであろう。

以上、要するに、第三集・別集（別巻）に包括される文書群は琉球王国時代に、外交当局によって、当面の外交課題に対応するための不可欠の参照資料として用意されたものの、『歴代寶案』の一部として編集済みの文書であったわけではなく、県立沖縄図書館への移管以後に題記・巻数が付記され、第一集・第二集に続く文書として、名実共に『歴代寶案』の中に位置づけられたもの

と想定されるが、「別集」「別巻」の名称（題記）や冊数（巻数）については、なお慎重な検討が必要であらう。

二 編集・校訂上の諸問題とその処理方法

本校訂本第十五冊に収録された「歴代寶案第三集」および「別集」の校訂において、底本として用いたのは台湾大学本と鎌倉芳太郎氏撮影の影印本（以下、鎌倉本という）である。鎌倉本は原本を最も正確に反映しているので、鎌倉本に収録されている文書を優先的に底本とするという編集委員会の方針に従ったが、「第三集」について言えば、鎌倉本には欠巻が多く、巻六（一号〜九号文書）と巻十三の一部（五号〜七号文書）が存在するだけである。従って、鎌倉本を底本としたのは巻六の九文書、巻十三の三文書だけで、それ以外はすべて台湾大学本を底本として用いている。「別集」の内、「啁啾唾三国情状」は鎌倉本を底本とし、「啁啾情状」その他は原則として台湾大学本を底本に用いている。

第三集の文書番号の付記については、第一集・第二集の付記の方法を踏襲した。第三集第一巻第一号文書は冒頭上部に三〇一〇一と付記している。第三集第六巻第九号文書（以下、三〇一六〇九号文書のように略記）の後に紛れ込んでいる八行の人名リストは、底本の鎌倉本だけでなく台湾大学本にも存在するが、台湾大学本の三〇一〇九号文書（八六四七頁〜八六四八頁）

及び三一〇一七号文書（八六六一頁）によって尚泰の請封の咨文に添付された結状の一部であることが確認されるので、本校訂本第十五冊においては削除することにした。また、底本に用いた台湾大学本の三一〇八一三六号文書（琉球国王世子から福建布政使司あての咨文）には作成年代（日付）が欠落しているけれども、三一〇八一二八号文書（琉球国王世子の上奏文）とほぼ同内容であつて、両者とも同日の日付で作成されたと考えられることから、頭注において注記を加えた。同様に、第三集の三一〇八一四二号文書の最後の欠落部分（八六二八頁下段）は、三一〇七一〇九号文書（八五五六頁～八五五七頁）及び三一〇四一〇三号文書（八四九三頁）などによって補充した。

「別集」の校訂に当たつては、その成立事情も考慮して、梓組み全体の名称・構成文書群（冊数）・文書群（冊数）の排列順序・文書番号などの処理に慎重を期したものの、なお問題点を残したままである。歴代宝案編集調査委員会などにおける検討結果をふまえて、とりあえず、以下のような処理方針で臨むこととした。

梓組み全体の名称については、『歴代宝案目録』に表記されている「歴代宝案別巻」と台湾大学本で表記している「別集」の内、いずれを採るかが問題であるが、第一集・第二集・第三集に直接続くものであることを明示する必要があること、従来、研究者も別集と称してきたことを考慮して、本校訂本第十五冊においては、「別巻」ではなく「別集」という名称を採用することにした。

前述のように、台湾大学本の「別集」には「嘸嘆情状」と「冠船之時唐人持来候貨物録」の二つの文書群が含まれているだけで、「文組方」は別途「咨集」に入れられているけれども、『歴代宝案目録』では「歴代宝案別巻」の中の一構成文書群として位置づけられていることから、本校訂本第十五冊においても「別集」の一構成部分とみなして、「咨集文組方」の名称のまま「別集」に組み入れることとした。ただ、「歴代宝案別巻」の中に位置づけられている「第二集」の目録（乾坤目録・上下目録）四冊について言えば、上下目録二冊は台湾大学本では「第二集」の冒頭に位置づけられ、校訂本第三冊でもそのまま踏襲しているため、本校訂本第十五冊においては省くこととした。しかし、乾坤目録二冊は嘉慶二十五（一八二〇）年以降に作成された「第二集」一二五巻分の目録であつて、咸豊八（一八五八）年以降に作成された「第二集」二〇〇巻分の上下目録とは異なり、且つ既刊の校訂本には収録されていないことから、本校訂本第十五冊の「別集」の一構成部分として組み入れるべきであろう（この点はなお検討課題として保留しておきたい）。

因みに、神田信夫氏は上下目録を上下本、乾坤目録を乾坤本と称し、乾坤本については次のようにコメントしている。

「乾坤本は上下本に比べると、各文書について細字の注記がたくさんついている。そして跋文には、爾後この目録を役替りの際に失うことなく引き継ぐようにとあるから、実際に文書の解説や

起草に携わった久米村の担当者の手引として、この乾坤本は用いられたのであろう」（前掲神田「校訂本第三冊・第四冊解説」）。

神田氏がコメントしているように、乾坤目録には上下目録よりも詳細な内容が注記されており、久米村の外交文書作成担当者の実務用マニュアルとして用いられたもので、上下目録とは異なる独自の資料的価値を有すると考えられる。しかし、『歴代寶案』校訂本第三冊・第四冊には乾坤目録を採録せず、校訂本第三冊の「凡例」において、「乾・坤本については第十五冊に採録する予定である」と明記しているだけである。以上の点、及び『歴代寶案目録』における乾坤目録の位置づけ方をも考慮して、乾坤目録を本校訂本第十五冊に採録し、「別集」構成文書群の一つとして位置づけることとしたい。なお、乾坤目録では巻末の巻一二六（巻一二八が欠落している。この部分は楚南家文書所収の乾坤目録を参照し、ゴチック体で補ったことを付記しておきたい）。

台湾大学の「佛暎情状」と鎌倉本の「佛暎唾三国情状」との関係は、小葉田氏が指摘されているように、年代的にほぼ連続している。一連の文書群とみなすことができるけれども、琉球国王から礼部あての道光二十六年十二月二十五日付の咨文だけは両者に共通に収録されていることから、両者を一つの枠組みに統一してしまうわけにはいかず、異なる二つの文書群として取り扱わざるを得ない。

従って、「別集」の枠組みに包括されるべき文書群は、以上の「咨

集文組方」「第二集目録（乾坤）」「冠船之時唐人持来候貨物録」「佛暎情状」「佛暎唾三国情状」の六文書群ということになる。以上の六種類の文書群の内、文書番号を付する必要があるものは、「咨集文組方」「佛暎情状」「佛暎唾三国情状」の三種類の文書群である。そこで、「咨集文組方」の五点の文書には、「咨〇〇一」から「咨〇〇五」までの文書番号を各文書冒頭の上段に付し、「佛暎情状」の十三点の文書には「別台〇〇一」から「別台〇〇三」までの文書番号を、「佛暎唾三国情状」の二十六点の文書には「別鎌〇〇一」から「別鎌〇二六」までの文書番号を付すこととした。

「別集」の枠組みに包括される以上の六文書群をどのような順序で排列するかは、これまた慎重な検討を要する一つの問題である。本校訂本第十五冊の「別集」に包括される文書群の冊数（種類）は台湾大学の「別集」の文書群とも、『歴代寶案目録』の「別巻」に掲示された文書群とも異なることから、文書群の排列については独自の方針で対処することにした。即ち中琉間の往来文書（外交文書）を基本とする『歴代寶案』の性格に鑑み、「別集」の文書群の中でも、「第三集」と同様に中琉間の往来文書（外交文書）としての性格の濃厚なものから先に配置し、中琉間の往来文書（外交文書）とは異質なものを後に置くという方針のもと、個々の文書群の性格（内容的特徴）や作成年代をも考慮して、

①「佛暎情状」、②「佛暎唾三国情状」、③「咨集文組方」、④「冠船之時唐人持来候貨物録」、⑤「第二集目録（乾・坤）」の順に排

列することとした。

「呷嘆情状」十三点の文書の作成年代は道光二十四（一八四四）年から道光二十七（一八四七）年までの四年間、「呷嘆唾三国情状」二十六点の文書の作成年代は道光二十六（一八四六）年から咸豊五（一八五五）年までの十年間で、収録年代から見れば二年間だけ重なるけれども、両者に共通に収録されている文書は、前述のように一点だけである。従つて、校訂に当たつては、ほとんど相互に参照文書として利用することはできない。しかし、両者の文書の校訂に当たつて参照すべき文書として、『琉球王国評定所文書』の中に『漢文外国一件書類』と題記された文書群がある。

この『漢文外国一件書類』（以下、『外国一件』という）は、アヘン戦争後に琉球に滞在した仏英宣教師をめぐる問題、琉球へ「漂着」した苦力貿易船の苦力をめぐる問題など、異国船・異国人に關する道光二十四（一八四四）年から咸豊七（一八五七）年までの中琉間の往復文書五十余点の文書群を一冊にまとめたもので、元々琉球王国から薩摩藩へ提出された情報集であつたようである（『琉球王国評定所文書』第十八卷「解題」 浦添市教育委員会 二〇〇一年 参照）。『外国一件』文書の作成年代が「呷嘆情状」及び「呷嘆唾三国情状」とほぼ重なつてゐることからも伺えるように、『外国一件』には後二者の文書の大部分が収録されている。正確に言えば、「呷嘆情状」の全十三点の文書、「呷嘆唾三国情状」の全二十六点の文書の内、二十点の文書、計三十三点の文書（内

一点は重複）が『外国一件』にも収録されている（補注Ⅱ参照）。

従つて、『外国一件』は「呷嘆情状」「呷嘆唾三国情状」の校訂にとつて貴重な参照文書を提供していることになる。のみならず、『外国一件』には本来『歴代寶案』に収録されるべきであるが収録されていない五点の文書も含まれていることに注目すべきであろう。これらの五点の文書をどのように位置づけ、編集作業の中でどのように取り扱うかという問題も、今後の課題として留保しておきたい。むろん、本校訂本第十五冊の「別集」の校訂に当たつては、『外国一件』文書を第一の参照文書として用いてゐる。

三 一九世紀四〇～六〇年代の中琉關係の諸問題

——校訂本第十五冊の内容——

アヘン戦争後の欧米列強の圧力（外圧）を背景として、慌ただしさを増した王国末期の対外關係は、外交文書集としての『歴代寶案』にも色濃く反映されている。一九世紀四〇年代の異国船・異国人の来琉から六〇年代の最後の冊封使の来琉に至る二十年間は、琉球王国の対外關係が激しく揺さぶられ崩壊へ向かう時期であつた。この時期の中琉間の往來文書は校訂本第十三・十四・十五冊に収録されているが、本校訂本第十五冊収録の「第三集」においては、咸豊九（一八五九）年から同治六（一八六七）年まで

の中琉間の伝統的・慣例的な諸問題（進貢・冊封、漂流・漂着難民の救護、清朝皇室の慶弔、琉球使節の病故等々）に関連する往来文書が主要な位置を占めているものの、伝統や慣例が大きく揺らぎ始めていることを示す文書も少なくない。また「別集」においては、琉球王国の存立に関わる諸問題（異国船の来航と異国人の逗留、英・仏・米等の琉球開国要求等々）をめぐって、琉球と清国の外交当局の間で取り交わされた外交文書が主要な部分を占めている。以下、本校訂本第十五冊の内容を踏まえながら、この時期に琉球王国が直面した若干の重要な外交問題の概要を解説しておきたい。

A 異国船の琉球来航と英宣教師の琉球逗留をめぐる諸問題

アヘン戦争後の一八四四（道光二十四）年にフランス艦船が来航してフランス人宣教師のフォルカードらを逗留させ、一八四六（道光二十六）年にはイギリス艦船がイギリス国籍のベッテルハイム一家を琉球に送り込んで医療・布教活動に従事させた。それ以来、欧米列強の艦船の琉球来航が相次ぎ、欧米人宣教師も入れ替わり立ち替わり来航して逗留し続けた。フランス人宣教師について言えば、一八四〇年代にはフォルカードの退去後もルチュルジュ・アドネが逗留し、一八五〇年代には改めてジラールらが入り込んだものの、逗留期間はいずれも二〜三年の短期間で、布教活動よりも琉球語の習得に努めた。ところが、イギリス国籍のベ

ッテルハイム一家に至っては、八年もの長期間にわたって琉球に滞在し続け、大英帝国の権威を振りかざしつつ、琉球当局の妨碍を押しつけて、積極的に医療活動や布教活動を展開した。さらに一八五四（咸豊四）年以後は、ベッテルハイムに代わってモートンらが琉球に滞在し、布教活動を継続する。

外国人宣教師の琉球逗留という前代未聞の事態に直面した琉球当局は、その対応に翻弄され、琉球独自の外交交渉では外国人宣教師を退去させることができず、宗主国の清国に外交的救援を要請せざるを得なかった。琉球側の要請を受けた清国当局は、広東駐在の仏英公使との外交交渉を通じて英宣教師の退去を働きかけたが、英公使らは逆に「琉球は清国の版図ではなく、公使には琉球滞在の宣教師を退去させる権限がない」と称して、清国側の要請に応じず、宣教師の琉球逗留をめぐる問題は事実上先送りされ続けたため、琉球側は進貢船・接貢船を派遣する度に、清国側へ在留英仏人の動向を報告すると共に、宣教師退去の要請を繰り返すことになる（西里喜行『清末中琉日関係史の研究』第一編第二章 京都大学学術出版会 二〇〇五年）。

他方で、欧米列強の琉球王国に対する開国要求も日増しに強まり、一八四六（道光二十六）年フランス東洋艦隊のセシュー提督が条約の締結を迫って琉球当局を威圧したものの成功せず、イギリス艦船もまた、一八四九（道光二十九）年・一八五〇（道光三十）年・一八五二（咸豊二）年と相次いで琉球へ来航し、スフィ

ンクス号船長（シャドウエル）の如きは直接首里城へ乗り込み、琉球当局へパーマストン首相の書簡を提出して貿易・布教を要求した。続いてアメリカ合衆国のペリー艦隊が日本開国のための遠征の途次、一八五三（咸豊三）年から五四（咸豊四）年にかけて前後数回も琉球へ寄港し、琉球国王との面談を要求しただけでなく、直接首里城へ乗り込んで修好を求め、遂には日本における日米修好条約の締結に続いて、琉球においても琉米修好条約の締結に成功している。その翌年（一八五五年）、琉球へ来航したフランス東洋艦隊のゲラン提督も、武力を振りかざして琉球当局を威圧し、琉仏条約の締結を押しつけたことは、周知のとおりである（豊見山和行「琉球王国末期における対外関係」『歴史評論』六〇三号 二〇〇〇年等参照）。しかし、琉球当局はアメリカ合衆国やフランスの軍事的威圧に屈服して条約締結に応じた事実を、清国当局に対して直接報告しているわけではない。本校訂本第十五冊にも、琉球におけるペリー提督らの動向について清国当局へ報告した咨文は二点含まれているが、その内の一点、即ち咸豊三年九月十九日付の福建布政使あての咨文の中では、次のように報告している。

「ペリー」提督の啓称に拠るに、小官「艦隊所属の隊員」の居る所の近辺に於いて廠一間を起こし、煤炭「石炭」を収蔵し、また貴国各様の土布・漆器・磁器等の物を収買するを准されんことを乞う等の由あり。随いで着して文を具え請辭せ

しむるも、該提督、艱然として大いに怒り、乃ち云う。倘し請う所を允さざれば、直ちに王宮へ入り、親ら国王に見えて陳請すべし、と。意は必ず行うに在り。敝国「琉球」は法として施すべきなければ、暫く着して行うを准さしむ（別鎌一一九）。

琉球当局はペリー提督の威圧に抵抗できず、やむなく要求に応じたというわけであるが、もう一つの咨文、即ち咸豊四年八月初三日付の福建布政使あて書簡の中では、次のように報告している。「咸豊四年」六月初七日、また「ペリー」提督本船に坐駕して属船一隻を率同し再来するあり。提督の啓称に拠るに、此の後、或いは亜国「アメリカ」の船隻到来するあれば、須く礼を以て相い待つを要むべし。一切の市に在るの什物はその収買するを許し、用いる所の薪水もまた価「代金」を收とりて供給すべし。若し亜船風に遭いて漂来し、船隻を損壞すれば、総て地方官より人を遣わして命を救い、便船あるを待ちて回籍せしむるを要む。或いは人の身故するあれば、地を給して埋葬すべし等の由あり。当即に官に飭して暫く応允を為さしむ（別鎌一二三）。

ここでは、「啓称」という形式を用いて、ペリー提督の一方的な「要請事項」を列挙しているだけで、琉米条約が締結・調印されたという事実は巧みに隠蔽されていると言わざるを得ない。「条約」とか「調印」という用語が回避されていることに注目すべき

であろう。因みに、『中山世譜』附巻の中では、琉米条約の調印を薩摩藩へ報告した件について、「亜美理幹国アメリカの提督、国に到りて簡条を發出し、強いて押印を求むることあり。総理官・布政官自ら固執して允ゆるさざれば、勢い必ず害の国に及ばんことを料り、乃ち已むを得ず押印して之を交わたす」と記載し、はっきりと押印（調印）した事実を認めている。ところが、他方の清国に対しては、調印した事実を直接報告せず、情報操作による隠蔽工作ともいふべき咨文を送付したのは何故であろうか。恐らく、琉球当局は「属国に外交権なし」という観点から、宗主国に断りなく第三国と条約を結んだことを冊封進貢秩序の原理に抵触するのではないかと懸念し、宗属関係を維持するためには条約調印の事実を「隠蔽」するのも已むを得ないと判断したのであろう。

アヘン戦争以後の一八四〇～五〇年代を通じて、琉球王国を翻弄し続けた異国船・異国人をめぐる諸問題については、校訂本第十三・第十四冊にも若干の関連文書が収録されているもの（二一八二一〇一号文書、二一八二一〇七、二一九二一〇八、二一九二一五号文書）、最も系統的に関連文書を集成しているのは本校訂本第十五冊の「別集」（「嘒嘆情状」及び「嘒嘆哩三国情状」）である（〈補注Ⅲ〉参照）。異国船・異国人関連の文書を「別集」に集成したのは、伝統的秩序のもとで生ずる問題とは別の、新たな問題に対処するために必要とされたからであろう。伝統的秩序のもとで処理されてきた問題にしても、一八五〇年代

に入ると、内外の新たな要因が加わって琉球王国の外交的困難を倍加することとなる。

B 琉球使節の進京をめぐる問題

伝統的な冊封進貢秩序のもとでは、琉球使節は二年一貢の規定に従って、二年に一度北京へ赴き皇帝に謁見することになっていたが、一九世紀も五〇年代に入ると、琉球使節の北京行き（以下、進京という）には多くのリスクが伴うようになる。清国軍と太平軍との激烈な内戦、清国側と英仏連合軍との第二次アヘン戦争などによって、琉球使節の進京ルートが脅かされ、通常の旅程を大きく狂わされることになったからである（西里喜行「咸豊・同治期（幕末維新期）の中琉日関係再考―尚泰冊封問題とその周辺―」『東洋史研究』第六四巻第四号 二〇〇六年参照）。

咸豊二（一八五二）年・咸豊四（一八五四）年・咸豊六（一八五六）年・咸豊八（一八五八）年の琉球使節が清国の「内憂外患」の影響を蒙って進京を危ぶまれ、変則的な旅程を強いられながらも、辛うじて北京へ入り、進貢の任務を果たすことができたのは、いかなるリスクをも顧みず進京しなければならぬという琉球使節の使命感と、属国の切なる要望を受け容れて伝統的秩序の中に繋ぎとめておきたいという清国側の思惑が一致したからであった。しかし、咸豊十（一八六〇）年の進貢使節は遂に進京できない事態に立ち至る。この間の経緯をフォローすれば、次の通りである

（『中山世譜』卷十三、『琉球史料叢書』四、二六七頁以下の記述等参照）。

琉球滞在中のフランス人宣教師から、第二次アヘン戦争最中の天津・北京の軍事情勢が重大な局面に入っているとの情報を得ていた琉球当局は、進貢船の派遣を躊躇せざるを得なかつたようで、この年（咸豊十、一八六〇）の進貢船は通常より一ヶ月以上も遅れて十一月十七日、二隻とも同時に那覇港を出港したが、二号船は翌咸豊十一年二月四日、頭号船は三月十日に福州へ到着している。進貢副使の向志道・鄭徳潤らは早速三月十二日に進貢したいとの陳情書を福建布政使司へ提出したところ、まもなく、「旅装を調べて出発命令を待つように」との回答を受け取った。ところが、四月一日に至って、布政使司は「現在太平洋軍の擾乱によつて進貢ルートが往来不可能となっているので、進貢使節は今年の夏、帰国予定の進貢船に便乗して帰国するように」との命令を伝えてきた。

布政使司の帰国命令を受けて驚いた向志道らは、「このまま帰国したのでは復命の仕様がなないので、道路事情がやや好転するのを待つて遠回りをしてでも是非進貢したい」との陳情書を再度提出して、進貢の可能性を模索した。福建当局も陳情の趣旨を重く受け止め、福建巡撫の瑞璜は「軍事情勢が緊迫しているので琉球使節の進京の時期を暫く遅らせたい」と上奏して許可を得るに至った。

ひとまず福州に留まって出発の時期を待つことを許された向志道らは、ひたすら軍事情勢の好転を待ったが、七月には咸豊帝が死去し十月には同治帝が即位したという情報が入り、前例どおり喪に服することとなる。進京が危ぶまれる情況に直面して、向志道らは十月二十三日、「年内に進京しなければ来年夏の帰国の時期に間に合わないので、急いで上京することを許されたい」旨、三たび陳情書を提出した。

しかし、福建当局は沈黙したまま何の反応も示さず、翌年（同治元年）の四月二十七日になって、ようやく次のように通達した。つまり、福建巡撫の前年十一月の上奏によつて、道路事情が好転するまで暫く進京を遅らせること、表文・進貢品は布政使司の倉庫に保管すること、琉球に頒賜すべき勅書や欽賞品は北京から届き次第慣例どおり進貢使節に賜給すること、等が承認されたという通達である。次いで二十日後の五月十九日、布政使司は「進貢船が出発する夏至の時期も間近に迫っており、北京からの勅書が届くのを待つていたのでは、出発時期を誤る恐れがあるので、勅書や欽賞の物件は次回の進貢船で持ち帰らせることとし、進貢使節は先に今回の接貢船に便乗して帰国するようにせよ」と命ずるに至った。しかし、向志道らはなおも「勅書・欽賞の物件を持ち帰らないことには復命の仕様がなないので、勅書等が届くまで福州滞在を認めて欲しい」と食いさがり、福州滞在期間の延長をくり返し要請したものの、認めて貰えず、遂に同治元（一八六二）

年六月二十一日閩江河口の五虎門を出発し、進京の使命を果たすことなく、空しく帰国せざるを得なかったのである。

咸豊十(一八六〇)年の進貢使節(向志道ら)が帰国するや、折り返し次の進貢船が派遣されることになっていた。しかし、第二次アヘン戦争は終結していたものの、清国軍と太平軍の内戦はまだ継続中で、進貢使節が進京できるといふ保証はなかった。案の定、同治元(一八六二)年の進貢船の内、二号船は清国の東南沿海で海賊船に襲われて積載の武器や貨物を奪われたが、頭号船の進貢使節(向啓元・林長隆ら)は同年十一月四日福州へ到着している。福州における向啓元らと福建当局との進京をめぐる交渉は、前回の進貢使節(向志道ら)の場合とほとんど同様の経過をたどった。向啓元らも進京ルートの軍事情勢が緊迫していることを理由に約一年半の間福州に留め置かれたため、是非とも進京したい旨繰り返し陳情書を提出したが受け容れられず、同治三(一八六四)年五月進京を諦めて「已むを得ず」帰国するに至る。

進京のリスクが著しく増大した咸豊期の琉球進貢使節をめぐる問題については、校訂本第十四冊に収録された九点の関連文書によっても、その概要を伺うことができる(二一九三―〇九、二一九七―〇二、二一九九―〇九号文書など)。ただ、進京できなかつた咸豊十年及び同治元年の進貢使節については、まず第一に本校訂本第十五冊の「第三集」に収録された関連文書(三〇四―〇三、三〇七―〇九号文書、等々一七点)を参照すべき

であろう。むろん、琉球の史書『中山世譜』にも進京できなかつた経緯が詳細に記述されており、また最近中国で発掘整理されつつある檔案(公文書)にも、多くの関連文書を見出すことができる。

要するに、清国の「内憂外患」を背景として、琉球使節の進京のリスクが増大し、遂に咸豊十(一八六〇)年と同治元(一八六二)年の琉球使節が二度も連続して進京できないという異例の事態に立ち至ったことは、本校訂本第十五冊の第三集に含まれる若干の文書をはじめ、多くの関連文書によっても確認されるように、咸豊・同治期の中琉関係が根底から動揺しつつあったことを示していると言ふべきであろう。

C 尚泰の冊封をめぐる問題

琉球使節の進京問題以上に、この時期の中琉関係の枠組みを動揺させる要因となったのは尚泰の冊封をめぐる問題であった(前掲西里「咸豊・同治期(幕末維新时期)の中琉日関係再考」参照)。

最後の琉球国王尚泰は道光二十八(一八四八)年に王位を継承したものの、清国皇帝から冊封されたのは一八年後の同治五(一八六六)年のことで、この間、対外的には琉球国王世子と称している。

伝統的秩序のもとでは、琉球国王として認知されるためには清国皇帝から冊封を受ける必要があり、冊封の儀式は琉球にとつて国王の地位を対外的に認知させるための最も重要なイベントとして位置づけられたが、琉球側から冊封の要請(請封)がなければ

冊封使が琉球へ派遣されることはないので、冊封使をいつ迎えるかという政治日程については琉球側の判断に任されていた。

尚泰の場合、道光二十八（一八四八）年に王位を継承して間もなく冊封使の迎接準備に入り、咸豊六（一八五六）年の時点で、四年後の庚申の年、即ち咸豊十（一八六〇）年に冊封使を迎えるという政治日程が決定された。しかし、前述のように、咸豊期に入るや、清国軍と太平軍の内戦が拡大しつつあっただけでなく、冊封の時期を決定した咸豊六（一八五六）年には、さらに清国と英仏連合軍との第二次アヘン戦争が勃発したため、この年および咸豊八（一八五八）年の琉球使節の進京さえ危ぶまれ、変則的な旅程を強いられることになる。加えてまた、冊封使を迎える予定の庚申の年（咸豊十、一八六〇）には、英仏連合軍の北京占領、咸豊帝の熱河への蒙塵（逃亡）という未曾有の事態が展開し、福州琉球館からも清国の「内憂外患」が深刻化しつつあるという情報が伝えられ、この年の冊封は不可能となった。とは言え、琉球当局は翌年の咸豊十一（一八六一）年の時点で、再度、三年後の甲子の年（同治三、一八六四）に冊封使を迎えることを決定し、その実現を期して準備を継続した。

同治三（一八六四）年に延期された尚泰の冊封を実現するためには、その前々年に冊封を要請する使節（請封使）を、前年には冊封使を迎接する使節（接封使Ⅱ迎接使）を派遣する必要があったものの、前述のように同治元（一八六二）年の進貢使節が福州

へ到着した時点では、進京さえも不可能な状況であったことから、冊封を要請（請封）するわけにはいかなかった。翌年の同治二（一八六三）年十月の時点でも、琉球当局は正式の請封使派遣をためらい、とりあえず同治帝の即位慶賀を名目として慶賀使を派遣することとした。ところが、同年十月十八日に出港した慶賀使節（馬文英・毛克述）の乗船が福州へ到着したのは翌年の二月のことで、以後八月下旬までの半年間、軍事情勢の緊張を理由に福州に留められ、この間に使節の馬文英は福州琉球館で病没している（本校訂本第十五冊、三一〇—二〇二号文書「付文」）。慶賀使が福州滞在中の同治三（一八六四）年に請封したとしても、この年の冊封を実現できる見通しはすでに全くなくなり、再び延期せざるを得ない状況となった。

二度の冊封延期によって政治日程を狂わされた琉球当局は、異国船・異国人への対応だけでなく、薩摩藩の圧力に対抗するためにも、一日も早く尚泰の冊封を実現する必要性に迫られていたことから、同治三年の進貢使節に請封使の任務を兼任させることとし、東国興（津波古政正）・毛発栄（屋嘉比親雲上）を正副使に任命して、背水の陣で冊封の実現を期した。請封に必要な公式文書、即ち尚泰名の冊封要請の表文、冊封使の派遣要請の奏文、「中山王府法司官向汝礪以下」八十名の連署による結状（尚泰の出自証明書Ⅱ身元保証書）も作成・準備された（本校訂本第十五冊、三一〇—二〇二号文書等参照）。

請封の表文・奏文・結状をも持参した進貢使兼請封使の東国興らは、同治三年十月十三日那覇港を出港、十月十九日福州へ到着するや、進京と請封の件で福州当局との交渉に入った。十一月一日、東国興らから福建布政使司に対して、「今回は進貢だけでなく請封の重大任務も帯びているので、予め総督・巡撫にその旨上奏させて貰いたい」と要請したところ、同月十二日に布政使から「現在、長毛賊（太平軍）が漳州に盤踞し軍事情勢が緊迫しているので進京することはできない」、との返答が届いた。しかし、同月十六日の招宴の席でも、東国興らは巡撫や布政使の面前で、「請封の任務は極めて重大なので迅速に北京へ転送して頂きたい」と要請し、同月十八日にも同趣旨の陳情書を布政使へ提出したところ、十二月二十日に至って、総督・巡撫から「請封に関する上奏文を北京へ送付した」との回答が寄せられた。

ところが、翌年（同治四、一八六五）の春になってもまだ礼部からの回答はなかったので、東国興らは三月二十八日、再度「請封許可の回答書（咨文）の送付を礼部へ催促して頂きたい」との陳情書を布政使あてに提出、四月十六日にも至急便で回答書を催促するよう要請した。「要請を総督・巡撫へ伝達した」との通達が布政使から東国興らへ届いたのは四月二十七日のことである。進貢船の帰国の時期が迫った五月九日、東国興らは「冊封許可に関する礼部の咨文（書簡）がまだ届かないので、福建布政使の方から帰国する琉球役人へ国王世子あての咨文（書簡）を託し、

冊封使の迎接準備を進めるよう指示して貰いたい」との陳情書を提出したところ、折り返し五月十二日付で「冊封の大典を実施するかどうかは皇帝陛下が決裁する事項であつて、布政使が勝手に指示することはできない」との回答が寄せられた。そこで、東国興らは同月十五日、自ら直接布政使の役所へ赴き、「琉球側で予定しているとおり、今年の秋に接封使を福州へ派遣して予め冊封準備に当たらせるべきかどうか指示して頂きたい」との要請書を提出したところ、布政使から「冊封の典礼は規定通りに行われるから、その準備も当然慣例通りにすればよいことであつて、あれこれ猜疑してはならない」との回答が寄せられたので、清国漂着の琉球馬艦船の出発を暫く遅らせ、礼部の咨文を受け取り次第、持参して帰国させることにした。六月二十日に至り、冊封を行う旨の礼部の咨文が福州へ届いたので、東国興らは翌日それを受け取るや、馬艦船の通事に託して急ぎ琉球へ持ち帰らせ、翌年（同治五年、一八六六年）の冊封予定が琉球側へ正式に通告されることとなったのである。

他方、東国興らから提起された請封の一件が福建巡撫の徐宗幹から上奏されたのを受けて、礼部は同治四（一八六五）年閏五月の時点で琉球の請封を受け容れて冊封すべしと上奏し、同治帝の決裁を得ると、冊封正副使の選任を始め具体的な冊封準備に入った。間もなく、選抜された正副使の趙新・于光甲らは同治五（一八六六）年四月に福州へ到着、二ヶ月間で琉球行きの諸準備を調

え、六月二十一日那覇港へ入った。それから五ヶ月の間、趙新らは琉球に滞在し、尚育王の諭祭、尚泰の冊封などの諸任務を終え、十一月には那覇港を離れて福州へ帰還したのである。

この間の尚泰冊封をめぐる経緯については、本校訂本第十五冊収録の「第三集」に含まれる関連文書（三―一〇―一、三―一〇―一〇―三号文書等々）によつてフォローすることができる。むろん、『球陽』や『中山世譜』にも尚泰冊封関連の記事が含まれている外、進貢使兼請封使の一人であつた林世爵の家譜にもかなり詳細な記述が見られる（『那覇市史』資料篇第一巻六 家譜資料 二―一九八〇年等参照）。なお、尚泰冊封をめぐる清国側の対応等については、中国第一歴史檔案館編の『清代中琉関係檔案選編』（中華書局 一九九三年）と『清代中琉関係檔案六編』（中国檔案出版社 二〇〇五年）等に膨大な関連文書が存在することに注目すべきであろう。

※ 『歴代實案』校訂本第十五冊 沖縄県教育委員会 二〇一六年
（五七一―五八六頁）。